

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年10月26日（平成28年（行情）諮問第652号）

答申日：平成29年1月13日（平成28年度（行情）答申第645号）

事件名：「サイバー戦争に適用しうる国際法に関するタリン・マニュアル」等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「「サイバー戦への国際法の適用に関するタリン・マニュアル」。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「サイバー戦争に適用しうる国際法に関するタリン・マニュアル」及び「TALLINN MANUAL ON THE INTERNATIONAL LAW APPLICABLE TO CYBER WARFARE」（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件開示請求に対し、平成28年5月26日付け防官文第10400号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。
- (3) 原処分で特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容が複製されたものであるかの確認を求める。
- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け

防官文第4639号)として特定されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書1及び本件対象文書2を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成28年5月26日付け防官文第10400号により、開示決定(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、本件対象文書1については文書作成ソフト、本件対象文書2についてはPDFファイル形式の電磁的記録を特定しており、本件対象文書2については、PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

- (2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求がされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月21日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成29年1月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「TALLINN MANUAL ON THE INTERNATIONAL LAW APPLICABLE TO CYBER WARFARE」(本件対象文書2)及び当該文書の翻訳を防衛省から受注した契約相手方である部外業者(以下「契約会社」という。)がこれを翻訳したもの(本件対象文書1)である。

審査請求人は、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本件対象文書1については、契約会社が文書作成ソフトにより作成し、防衛省に提出した文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している旨説明し、本件対象文書2については、外国の機関からPDFファイル形式の電磁的記録により入手したものであり、これ以外の電磁的記録は保有していないと説明する。

- (2) まず、本件対象文書1について、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定しているとする上記(1)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

また、当審査会において、諮問庁から本件対象文書2を印字したものの提出を受け、その体裁等を確認したところ、本件対象文書2については外国の機関からPDFファイル形式の電磁的記録により入手したものであり、これ以外の電磁的記録については保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、その他これを保有していることをうかがわせる事情も存しない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子